

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第98号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(入居の申込み)

第3条 条例第3条の規定による承認（以下「入居承認」という。）を受けようとする者（以下「入居申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込者の氏名及び住所
- (2) 同居させようとする者があるときは、その者の氏名及び入居申込者との続柄又は関係
- (3) 入居しようとする市営住宅の名称（公募の場合にあっては、申し込もうとする市営住宅の区分）
- (4) 現に住宅に困窮している事由
- (5) 別に定める方法により算定した所得の額
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、入居申込者が次の各号に掲げる者である場合は、同項の申込書には、当該各号に掲げる事項を記載することを要しない。

- (1) 建て替えにより除却する市営住宅の入居者で当該建て替えにより新たに建設される市営住宅への入居を希望するもの（条例第9条の2の規定により更新住宅への入居を希望する者を除く。）又は条例第7条第2項第1号に掲げる者 前項

第4号及び第5号に掲げる事項

(2) 住宅地区改良法第18条の規定により改良住宅への入居を希望する者、条例第8条の2の規定により南岩本市営住宅若しくは高瀬川南市営住宅への入居を希望する者、条例第9条の2の規定により更新住宅への入居を希望する者又は条例第7条第2項第2号に掲げる者 前項第5号に掲げる事項

(3) 特定公共賃貸住宅への入居を希望する者 前項第4号に掲げる事項

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「前条第5号」を「前条第1項第5号」に改める。

第6条の2第1号中「(記名押印又は署名)」を削り、同条第2号中「いる者(」の右に「入居承認に際して同居を認められた者又は条例第23条第1項の規定により承認を受けて同居している者に限る。」を加える。

第7条第1号及び第8条第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

第10条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

第11条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

第12条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、条例第23条第1項の規定による承認を受けようとする者が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、同条第2項に規定する場合を除き、同条第1項の規定による承認をする。ただし、その者が当該要件に該当しない場合においても、市長が特に必要があると認めるときは、同項の規定による承認をすることがある。

第13条第1項第1号中「, 婚姻」を削り, 同項第2号中「配偶者 (」の右に「自ら居住の用に供することができる建物又は建物の部分を所有している配偶者を除き,」を加え, 同項第3号中「3親等」を「前2号に掲げる場合のほか, 3親等」に, 「一」を「いずれか」に改め, 同条第2項各号列記以外の部分中「第23条」を「第23条第1項」に改め, 「の各号」を削り, 同項第1号中「(申込者にあつては, 記名押印又は署名)」を削る。

第14条各号列記以外の部分中「の各号」を削り, 同条第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

第15条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は, 条例第24条第1項の規定による承認を受けようとする者が次に掲げる要件のいずれにも該当するときは, 同条第2項に規定する場合を除き, 同条第1項の規定による承認をする。ただし, その者が当該要件に該当しない場合においても, 市長が特に必要があると認めるときは, 同項の規定による承認をすることがある。

第15条第1項第3号中「一に」を「いずれにも」に改め, 同項に次の1号を加える。

(4) 当該承認を受けようとする者を入居者とみなした場合にその者が条例第26条第1項第4号に該当しないとき。

第15条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り, 同項第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

第18条各号列記以外の部分中「の各号」を削り, 同条第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

第19条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り, 同項第1号中「。記名押印又は署名」を削る。

第22条本文中「, 第17条及び第17条の2」を「及び第16条の2から第17

条の2まで」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)